

令和5年度 敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金公募要領

敦賀市（以下、「市」という。）では、地域経済の好循環の拡大を図ることを目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディングによる資金調達を実施し、ふるさと納税の拡充・安定化に取り組みます。

そこで、令和5年度敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を、以下の要領で募集します。なお、応募に際しては、敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）も併せてご確認ください。

1 定義

本要領における用語の定義は、交付要綱第2条のとおりです。

2 事業概要

市は、ふるさと納税制度の活用による地域経済の好循環の拡大につながる事業の提案を広く募集し、実現可能性、地域経済への波及性等について審査し、採択事業を決定します。

採択事業については、市がCFによる寄附を募集するとともに、市は、寄附募集期間内に募集した寄附額を原資とし、別に定める交付要綱の規定により、事業者に対して補助金を交付します。

事業者は、当該補助金を活用し採択事業を市内にて実施します。

3 参加資格

本公募に参加する事業者（コンソーシアムで提案する場合は、その代表構成事業者をいう。）（以下「公募参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- ③ 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- ⑥ ④又は⑤に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- ⑦ 敦賀市ふるさと納税返礼品協力事業者（以下、「協力事業者」という。）又は協力事業者となる見込のある者
- ⑧ 市内に事務所等を設置し、継続した事業活動を行うことができる者又は見込のある者
- ⑨ 採択事業により開発・拡充した地場産品等を市のふるさと納税返礼品として登録することを確約できる者
- ⑩ 交付要綱第4条第1号から第3号までの全てに該当しない者

4 補助対象事業等

事業者が行う、ふるさと納税の拡充・安定化に資する施設・設備整備、新商品開発及び販路拡大等に関する取組のうち寄附目標額が12,500千円以上（補助金額ベースで5,000千円以上）のものを補助対象事業とし、別紙に掲げる経費を補助対象経費とします。

なお、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まれません。

5 補助金の内容

(1) 補助金額

提案事業に関する寄附額または補助対象経費のいずれか低い額の10分の4とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、補助金額は40,000千円を上限とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(2) 支払時期

補助金の支払時期は、事業終了後の精算払いを原則とします。

(3) 補助金額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金額を確定します。

補助金額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、かつ実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について審査し、これを満たさない経費については、補助金額の対象外となる可能性もあります。

(4) 事業者の責務

補助金の交付を受けた採択事業は、交付を受けた年度の翌年度から5年間は、市のふるさと納税返礼品として、継続して提供する義務を負うとともに、ふるさと納税以外の販路による販売に努めるものとします。

6 募集に係る事項

(1) 募集期間

- ・募集開始日：令和5年11月1日（水）
- ・募集締切日：令和5年11月22日（水） 必着 13：00必着

(2) 応募書類

① 提案様式に基づき、以下の書類に必要な事項を記入し、その他必要書類を添付の上、正副1部ずつを一つの封筒に入れて、郵送・宅配便等で送付してください。併せて、(3)のメールアドレスに、以下の書類の電子媒体をメールで送付してください。

- ・事業計画申請書（別添様式1）
- ・事業計画書及びコンソーシアム構成表（別添様式2）
- ・その他必要書類（別添様式1の2添付書類）

なお、単独で申請する場合には、事業計画書のうちコンソーシアム構成表の提出は不要です。

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査の目的の範囲で複製することがありますが、審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「敦賀市情報公開条例」（平成11年6月29日条例第14号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類の修正は市が求めた場合を除き、原則としてできません。

④ 同一の個人、法人が複数の申請をした場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

⑤ 応募書類等の作成費は補助対象経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

⑥ 提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現に努めていただく必要があります。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

⑦ 提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、以下に提出してください。

敦賀市企画政策部ふるさと創生課

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1-1

E-mail sousei@ton21.ne.jp

(4) 質問の受付及び回答

当該補助金について質問がある場合は、別添質問書を(3)応募書類の提出先にあるメールアドレスに電子データでご提出ください。なお、「件名」の初めに必ず「【ふるさと応援ステップアップ補助金に関する質問】」と明記してください。

- ・受付期間：令和5年11月1日（水）～令和5年11月14日（火）17：00まで
- ・回 答：令和5年11月17日（金）までに、送信いただいたアドレスにメールにて回答

します。

・その他：受付期間を経過した後の質問、「3 参加資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問は一切受け付けません。また、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても一切受け付けません。

7 審査・採択

(1) 審査方法

採択にあたっては、外部審査委員による審査委員会（非公開）を行い決定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項目	概要
① 資格要件	・公募参加者の要件を満たしているか否か
② 実現可能性	・提案事業を実施する上での知識・経験が十分であるか否か ・提案事業を実施する体制等が適正であるか否か
③ 即時性	・できるだけ早期にふるさと納税の拡充・安定化に寄与するものであるか否か
④ 投資回収性	・補助金額以上のふるさと納税の新規獲得に寄与するものであるか否か
⑤ 波及性	・補助事業の実施による新規雇用の創出や新規販路開拓拡大など、ふるさと納税の拡充・安定化だけでなく、地域経済への波及に寄与するものであるか否か

(3) 審査結果の決定及び通知について

審査結果については、全ての申請者に対し文書で通知するほか、採択された申請者については、市ホームページにてその旨を公表します。

また、審査内容及び結果について、異議は一切認められないことに留意ください。

8 寄附の募集

採択事業については、市が指定するインターネットサイトでCFによる寄附を募集し、交付する補助金の資金を調達します。なお、CFの方法については、採択された事業者に対し、別に通知します。

9 交付決定について

採択された申請者が、敦賀市に補助金交付申請書を提出し、それに対して敦賀市が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。

10 スケジュール（予定）

当該補助金事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する必要があることに留意ください。

日程	内容
令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月22日（水）	募集締切：11月22日（水）13：00必着
令和5年12月上旬	審査、審査結果の決定及び通知

11 その他

① 本補助金に係る交付決定等に係る各種手続き等については、本公募要領のほか、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年規則第5号）及び敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金交付要綱に定める規定を遵守し、実施します。

② 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。

③ 採択された申請者は補助金の交付決定後に事業を開始し、補助事業の完了した日（廃止の承

認を受けた場合を含む) から起算して20日を経過した日又は補助金等の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければなりません。

- ④ 代表者(代表者、法人でその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

12 問い合わせ先

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1-1

敦賀市企画政策部ふるさと創生課

ふるさと納税係

TEL: 0770-22-8111

E-mail: sousei@ton21.ne.jp

以上

別紙

敦賀市ふるさと応援ステップアップ補助金 補助対象経費一覧

区 分	内 容
報償費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金 等
旅費	外部専門家に支払う旅費 等
印刷製本費	パッケージ、包装紙、シール、販促用チラシ等の印刷費 等
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用 等
委託料	パッケージデザイン等委託料、試作品等の外注加工費 等
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費 等
工事請負費	新商品開発及び販路拡大に資する工事 等
備品購入費	新商品開発及び販路拡大に必要と認められる備品の購入に要する経費 等

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まれない。

※上記内容は主な事例であること。